

第5章 小・中学校教育

第1節 教育課程

1 教育課程説明会

(1)小・中学校の部（平成23年度愛知県小中学校学習指導要領説明会）

ア 目的

小・中学校学習指導要領に基づく教育課程の編成及び実施上の課題及び学習評価に関する趣旨の説明を行う。

イ 主催

県教育委員会

ウ 期 日

平成23年8月19日（金）

エ 会 場

蒲郡市民会館

オ 参加者

1,100人

2 学校訪問

(1)目的

県内の幼稚園や小・中学校における教育の実態や「学校教育について」（愛知県教育委員会ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/0000014332.html>）の具体化の実情を把握し、教育行政の参考に資する。

(2)留意点

ア 幼稚園教育要領・学習指導要領の趣旨を踏まえた取組について

教育課程の基本方針に基づく教育活動の取組状況

幼稚園教育要領・学習指導要領の趣旨を踏まえた保育・授業改善の取組状況

イ 幼稚園、小・中学校における生徒指導及び不適応の状況について

生命を尊重し、社会のルールを大切にす心の育成の取組状況

「いじめ・不登校対策委員会」の機能の状況

生徒指導上の問題点とその対応状況

不登校児童生徒に対する指導と対応

幼稚園・学校不適応の状況と問題点

(3)方 法

ア 訪問校の校種、担当者、地域及び実施時期は「幼稚園及び小・中学校訪問予定」を基本とする。

イ 訪問の日程については、原則として次の項目を含めるように配慮する。

授業参観は、幼稚園・学校の規模や実情に応じて無理のないよう配慮し、1～2時間程度設けること。

各教育事務所、各市町村教育委員会の学校訪問計画に合わせた形で進めること。

(4)訪問校

幼稚園 2園、 小学校 8校、 中学校 7校、 計 17校（園）

3 研究委嘱校・協力校

(1)趣旨

学校教育の質的向上を図るため、解決を迫られている問題を中心に研究主題を定め、学校を指定してその研究を委嘱し、成果を県内の学校教育に反映させ、もってその充実に資する。

(2)研究委嘱校・協力校

研究領域		期間 (年度)	学校名等	研究主題等	指定
県研究指定校事業	教育課程	23～24	安城市立安城幼稚園	言葉で思いを伝え合う子の育成	県
		23～24	常滑市立小鈴谷小	地域の伝統や文化を大切にする心の育成	
		23～24	西尾市立東部中	学びをいかす思考力・判断力・表現力の育成	
	道徳教育	23	田原市立大草小 稲沢市立明治中	学校が「豊かな心」を育む場となり、児童・生徒・家庭・地域がそれぞれ心を育てる活動ができるよう、家庭・地域のとの連携による体験活動を生かした道徳活動を進める。	県
人権教育	22～23	みよし市立南中	自他を大切にし、豊かな人間関係を築くことのできる生徒の育成	県	
確かな学力の育成に係る実践的調査研究	23	犬山市立犬山北小	学び合い育ち合う子どもの育成	文科省	
		蒲郡市立蒲郡南部小	「学びをつなげる蒲南っ子」～わくわくどきどきいっぱい授業を通して～		
道徳教育総合支援事業	23	東郷町立春木台小 豊川市立東部小 あま市立七宝北中 碧南市立中央中	学習指導要領の趣旨並びに子ども達や学校・家庭・地域等の実態を踏まえ、創意工夫を生かした道徳教育を推進する。	文科省	
コミュニティ・スクール推進事業	23	一宮市(小11・中11校)	地域住民の意向を反映するための方法・地域住民等との連携のあり方、外部人材の活用など、コミュニティ・スクールの取組に関する調査研究を行っている。	文科省	
地域にはたらきかける学校づくり推進事業	23	2園・小6校・中4校	家庭や地域社会の願いを取り込みながら独自の豊かな活動を創造し、地域に貢献したり地域の要望に応えたりする活動を通して、地域の人々との関わりを深め、地域の絆づくりに努める。	県	
魅力ある学校づくり調査研究事業	22～23	拠点校：蒲郡市立中部中 連携校：蒲郡市立蒲郡北部小 蒲郡市立蒲郡西部小 蒲郡市立中央小	不登校を未然防止するため、児童生徒の「生きる力」を育成する「魅力ある学校づくり」の調査研究を行う。	文科省	
生徒指導・進路指導総合推進事業	23～24	日進市・蒲郡市	不登校・暴力行為・いじめ等について、未然防止・早期発見・早期対応につながる効果的な支援・対応についての調査・研究を行う。	文科省	
人権教育研究指定	22～23	西尾市立荻原小	豊かな心をもち、よりよく生きようとする子の育成	文科省	
	23～24	江南市立布袋北小	なかよしと勉強が好きな子の育成		
人権教育総合推進地域	22～24	田原市(小4・中1校)	自他を大切にし、共に高め合うことができる人間関係づくりをめざして	文科省	
人権教育推進事業	22～23	1町・6市	「豊かな人権感覚を身に付け、自他を大切にできる児童生徒の育成」など	県	
金銭教育研究校	22～23	田原市立伊良湖小	ものやお金、働くことの大切さを知り、よりよく生きようとする子の育成	県	
学校体育	23～24	大府市立神田小	「進んで運動、みんなで健康、神田っ子」わかる、できる、かかわる体育の授業を通して	県	

研究領域	期間 (年度)	学校名等	研究主題等	指定
特別支援教育課程研究	23～24	愛西市立草平小	より確かな広がりをもつ特別支援教育を求めて コーディネータの役割 学級間、学校間の交流授業をとおして	県
理科支援員配置事業	23	小 36 校	大学(院)生や退職教員等の有用な外部人材を、理科支援員として、公立小学校 5、6 年生の理科の授業に配置し、活用することで、理科の授業における観察・実験活動の充実及び教員の理科指導力の向上を図る。	JST
ことばの学習活性化推進事業	23	稲沢市・瀬戸市 蟹江町・半田市 西尾市・知立市 豊川市・新城市	言語に関する能力や国語に対する学習意欲の向上に向けて、外部人材を活用し、全教科、領域において、豊かな言語活動を実施することにより、子どもたちの言葉の魅力の感得や言葉の力の獲得に資する。	県
「夢をはぐくむ あいち・モノづくり体験」事業	23	小 53 校	体系的にキャリア教育を進めていく体験の一つとして位置づけ、子どもたちが、モノづくりを直接体験するとともに、モノづくりの達人の思いを聞き、働くことや学ぶことへの基盤をつくることを目的とする。あわせて、小学生のモノづくり体験活動の普及、啓発にも努める。	県

4 義務教育問題研究協議会

本県の義務教育に関する諸問題について研究協議するため、昭和48年12月に義務教育問題研究協議会を設置し、提言をまとめている。平成23年度は次のように開催した。

協議会委員 18人 専門部会委員 14人

協議会開催回数 本会議 2回 専門部会開催回数 4回

研究協議題 児童生徒の言語活動の充実を図る指導の在り方

・言語活動の充実を図る指導の在り方について協議を行い、言語活動の充実にむけた取組について課題となっていることを把握するために、県内小・中学校に調査を行い、その結果を中間報告書としてまとめ、県内の小中学校に向けて発信した。

第2節 教科用図書の採択

1 小・中学校用教科用図書の採択

(1) 愛知県教科用図書選定審議会の設置

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条に基づき、愛知県教科用図書選定審議会の委員の定数を定める条例並びに、愛知県教科用図書選定審議会規則を定めている。

これらの法律、条例、規則に基づき発令された愛知県教科用図書選定審議会委員20人は、以下の審議事項について慎重に審議を行い、その結果を県教育委員会に答申した。

ア 審議事項

愛知県教科用図書選定審議会は、県教育委員会の諮問機関であり、教科用図書採択に関して、県教育委員会の行う指導・助言・援助の内容や方法など下記重要事項を建議する。

(ア) 市町村教育委員会の採択基準について

(イ) 市町村教育委員会が協議して行う採択方法について

イ 平成23年度答申

平成24年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準

(2) 採択指導方法

平成23年5月23日付け通知文等で、各教育事務所長、市町村教育委員会教育長、国立・私立の小・中学校長、県立特別支援学校長あてに採択についての基準・方法、公正確保・教科書展示期間を通知し、趣旨の徹底を図った。

ア 平成24年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準

この基準は、義務教育諸学校において使用する教科用図書（以下「教科書」という。）を採択する際の基本的な方針並びに準拠すべき事項について述べたものである。

(ア) 基本的な方針

a 義務教育諸学校における教科書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」（以下「無償措置法」という。）の規定に基づいて実施すること。

b 教科書の選定及び採択に当たっては、公正を確保し、採択が適正に行われるよう特に配慮すること。

c 選定及び採択を慎重かつ公正に行うために、教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。ただし、名古屋市を除く。）においては「採択地区協議会」を設けること。

d 教科書は、教科書の内容等についての綿密な調査研究に基づき、教科の主たる教材として適切なものを採択すること。

e 採択地区協議会は、協議により、採択地区内で使用すべき教科書を種目ごとに一種選定すること。

f 採択地区内の市町村教育委員会は、採択地区協議会の選定に基づいて所管の学校において使用すべき教科書を種目ごとに一種採択すること。

g 選定及び採択に当たっては、県教育委員会の作成する採択基準、教科書選定資料その他の指導、助言又は援助に関する事項を尊重すること。

(イ) 採択にあたって準拠すべき事項

a 市町村立小学校において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、種目ごとに平成23年度使用教科書と同一のものを採択すること。

b 市町村立中学校において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、教科書見本本について十分調査研究し、採択地区内中学校が編成する教育課程にもっとも適する教科書を採択すること。

c 市町村立小学校の特別支援学級及び特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに平成23年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、市町村教育委員会が十分な調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した適切なものを採択すること。なお、この場合、下記eの県立学校特別支援学校小学部に準じて採択することが望ましい。

d 市町村立中学校の特別支援学級及び特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、市町村教育委員会が十分な調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した適切なものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、下記fの県立特別支援学校中学部に準じて採択することが望ましい。

e 県立特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、種目ごとに平成23年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「平成24年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

f 県立特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、県教育委員会が十分な調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した適切なものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「平成24年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

g 国立（特別支援学校小学部を含む）及び私立の小学校において使用する教科書の採択について

小学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、種目ごとに平成23年度使用教科書と同一のものを採択すること。

h 国立（特別支援学校中学部を含む）及び私立の中学校において使用する教科書の採択について

中学校長は、教科書見本本について十分調査研究し、中学校の編成する教育課程にもつ

とも適する教科書を採択すること。

イ 教科用図書採択の公正確保について

教科用図書採択の適正な実施を期するため、かりそめにも宣伝行為に影響されることなく、公正な採択を行うよう格別の留意をすること。

ウ 教科書展示会について

愛知県における教科書展示会の期間は、平成 23 年 6 月 11 日から同年 7 月 5 日までとした。

第 3 節 教 員 の 研 修

1 初任者研修

(1)趣 旨

ア 新任教員に対して、教育公務員特例法第 23 条の規定に基づき、現職研修の一環として 1 年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させる。

イ 平成 2 年度から、公立小・中学校の全新任教員を対象に初任者研修の本格実施を行っている。

ウ 初任者研修において新任教員は、1 年間、授業を担当しながら、校内において指導教員等の指導を受けるとともに、校外において県総合教育センター等における研修を受ける。

また、校外における研修の一環として宿泊研修を受ける。

(2)対象学校数・対象教員数

ア 公立小学校 (指定都市を除く)

配置校数	対象学校数(校)	対象教員数(人)
1人配置校	296	296
2人配置校	189	378
3人配置校	6	18
4人配置校	1	4
計	492	696

イ 公立中学校

配置校数	対象学校数(校)	対象教員数(人)
1人配置校	105	105
2人配置校	90	180
3人配置校	26	78
4人配置校	6	24
計	227	387

(3)研修内容・方法

ア 研修領域

基礎的素養 学級経営 教科指導 道徳 外国語活動 総合的な学習の時間 特別活動
生徒指導 キャリア教育(進路指導)

イ 研修日数・時間数

(7)校内研修 150 時間

(1)校外研修 20 日

2 教職経験者研修（小・中学校）

(1)目的

教職経験 5 年及び 10 年経過の全教員を対象に教育の今日的課題に対応し得る内容について研修し、経験に即した体系的な研修の一環として、教員の資質の向上を図る。

(2)主催

県教育委員会、県総合教育センター

(3)参加者

小・中学校教職経験 5 年及び 10 年経過の教員（指定都市・中核市を除く）

5 年経験者	小学校	中学校	10 年経験者	小学校	中学校
	323 人	251 人		134 人	102 人

3 愛知県道徳教育講座

(1)趣旨

道徳の時間や人権教育の充実などについての講義や研究協議を行い、道徳教育、心の教育の一層の充実を図る。

(2)内容

講義、研究協議

(3)期日・会場

平成 23 年 8 月 25 日（木） 県総合教育センター

(4)参加者

公立幼稚園・小・中学校教諭（道徳教育主任等）

計 100 人

4 現職教員の留学・派遣制度

公立小・中学校教育の振興と教員の資質向上を図るため、次のような長期研修派遣制度を設けて実施している。平成 23 年度の実施状況は次のとおりである。

(1)兵庫教育大学

平成 22～23 年度				
大学院	学校教育研究科	教育内容・方法開発専攻	認識形成系教育コース（自然系）	1 人
教職大学院		教育実践高度化専攻	授業実践リーダーコース	1 人
平成 23～24 年度				
大学院	学校教育研究科	教育内容・方法開発専攻	文化表現系教育コース（言語系）	1 人
教職大学院		教育実践高度化専攻	授業実践リーダーコース	1 人

(2)上越教育大学

平成 22～23 年度				
大学院	学校教育研究科	教科・領域教育専攻	言語系コース（英語）	1 人
教職大学院			芸術系コース（美術）	1 人
教職大学院				0 人
平成 23～24 年度				
大学院	学校教育研究科	学校教育専攻	生活・健康系コース（保健体育）	1 人
教職大学院		教育実践高度化専攻	教育実践リーダーコース	1 人

(3) 鳴門教育大学

平成 22～23 年度				
大学院				0 人
教職大学院	学校教育研究科	高度学校教育実践専攻	学校・学級経営コース	1 人
平成 23～24 年度				
大学院	学校教育研究科	人間教育専攻	臨床心理士養成コース	1 人
教職大学院				0 人

(4) 愛知教育大学

平成 22～23 年度				
大学院	教育学研究科	理科教育専攻	理科教育学領域	1 人
		英語教育専攻	英語科教育学	1 人
		発達教育科学専攻	教育心理学	1 人
教職大学院	教育実践研究科	教職実践専攻	授業づくり履修モデル	7 人
			学級づくり履修モデル	2 人
			学校づくり履修モデル	6 人
平成 23～24 年度				
大学院	教育学研究科	国語教育専攻	国語科教育学領域	1 人
		芸術教育専攻	音楽科教育学領域	1 人
		芸術教育専攻	美術科教育学領域	1 人
教職大学院	教育実践研究科	教職実践専攻	授業づくり履修モデル	6 人
			学級づくり履修モデル	2 人
			学校づくり履修モデル	6 人

第 4 節 道徳教育・生徒指導

1 道徳教育

(1) 愛知県道徳教育講座

小・中学校の道徳教育の充実徹底のための講習会は、平成 23 年度をもって 47 年目を迎えた。平成 23 年度は、8 月 25 日（木）に愛知県道徳教育講座を開催した。新学習指導要領の趣旨を踏まえた道徳教育の推進について、講義や演習により、実践に基づいた研究協議を行った。

(2) 道徳教育総合支援事業

文部科学省の研究委嘱を受けた学校は、次のとおりである。小学校及び中学校における道徳教育の充実振興に資するため、道徳教育推進校として指定された。掲げられた研究主題について、研究成果を発表した。

研 究 主 題	研究期間	学校名
公共心を育む道徳教育 学校生活全般における学び合いを通して	23	東郷町立 春木台小学校
学ぶ喜びが味わえる授業をめざして かかわり合いを通して学ぶ喜びを深めよう	23	豊川市立 東部小学校
社会と人のために主体的に考え行動できる生徒の育成 話し合い活動を通し、公德心を育み、豊かな人間性・社会性と高い 公共心の育成をめざして	23	あま市立 七宝北中学校
自己有用感を育み、共に生きる心を育てる道徳教育の充実 地域を生かした魅力ある指導の在り方を求めて	23	碧南市立 中央中学校

(3) 県研究指定校事業

県の事業として、「命を大切にできる子どもを育む道徳教育の在り方」をテーマにして、指定校に研究を委託し、体験活動や家庭や地域との連携を重視した、道徳教育の推進を行った。

平成 23 年度研究指定校 田原市立大草小学校 稲沢市立明治中学校

2 生徒指導

生徒指導は非行対策にとどまらず、児童生徒の健全な育成を目指す教育活動である。児童生徒の現状をみると、学習面やその他の生活場面にいろいろな悩みや不安を抱き、学校・学級に不適應を示すものも少なくない。これらの悩みに対し自己指導能力を身に付け、あらゆる困難に耐え、現状及び将来の生活への適応能力及び正しい判断力と規律を守り、責任を重んずる態度を育成することは、生徒指導の当面する重要な課題である。これらの目的達成のため、平成 23 年度に行った事業は次のとおりである。

(1) 愛知県生徒指導推進協議会

ア 協議内容

円滑な学級経営を支える小学校生徒指導のあり方について協議する。

イ 構成員

学識経験者・一般有識者、地域代表者、PTA関係者、小中学校関係者、市町村関係者、県関係者の13人で構成。

ウ 取組の重点事項

- ・小学校における生徒指導への提言について協議
- ・「円滑な学級経営を支える小学校生徒指導の手引き」について協議

(2) いじめ・不登校相談窓口の設置

ア 目的

児童生徒や保護者向けのいじめ・不登校相談窓口を生涯学習課に設置し、いじめ・不登校の早期発見、早期解決を図る。

イ 相談窓口の設置

5 教育事務所 1 支所に設置してあった相談電話を、平成 23 年度より生涯学習課(052-961-0900)ですべて受信するようにまとめ、生涯学習課に配置する家庭教育コーディネーターが相談に応じられるようにしている。

ウ 相談受付時間

月曜日～金曜日の午前 9 時から午後 4 時まで

(3) スクールカウンセラー設置事業

ア 趣旨

いじめや不登校等の対応に当たっては、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることが重要な課題となっている。

このため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を、学校へ派遣し、児童生徒へのカウンセリング、教員、保護者への助言等を行うことにより、問題解決に資するものとする。

イ 事業内容

(ア) スクールカウンセラーの業務

スクールカウンセラーは、校長等の指揮監督の下に、概ね以下の業務を行う。

- ・児童生徒へのカウンセリング
- ・カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
- ・小学校において、巡回校へ訪問して行う児童へのカウンセリング並びに教職員及び保護者に対する助言・援助
- ・児童生徒へのカウンセリング等に関する情報収集・提供
- ・その他児童生徒のカウンセリング等に関し各学校において適当と認められるもの

(イ)配置校における活用調査研究

配置校においては、スクールカウンセラーを生徒指導に関する校内組織等に適切に位置づけるよう工夫するとともに、各学校の実情に応じて定めたテーマに基づいて、スクールカウンセラーの活用・効果等に係る実践的な研究を行うものとする。

(ウ)配置校数（平成 23 年度）

配置校数 495 校（小学校 161 校 中学校 304 校 高等学校 30 校）

(4)不登校対策実践研究事業（生徒指導・進路指導総合推進事業）

ア 趣旨

不登校、暴力行為、いじめ、児童虐待、高校中退への対応といった、学校が抱える課題について未然防止、早期発見、早期対応につながるような効果的な取組について、子どもの状況の把握の在り方、関係機関等とのネットワークを活用した早期からの支援の在り方について実践的な調査研究実践を目的とする。

イ 委託先

日進市 蒲郡市

ウ 委託期間

平成 23 年度～平成 24 年度

(5)魅力ある学校づくり調査研究事業

ア 趣旨

小・中学校の不登校児童生徒数は全国で 12 万人を超えており、これら児童生徒の将来の社会的自立にとって大きな課題となっている。

そこで、不登校の未然防止を推進するため、児童生徒の豊かな人間性や自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を育成する「魅力ある学校づくり」の調査研究を行う。

イ 委嘱先

蒲郡市教育委員会

ウ 委嘱期間

平成 22 年度～平成 23 年度

エ 事業の内容

・不登校を未然に防止し、不登校対応の最終的な目標である児童生徒の将来の社会的自立を促すため、豊かな人間関係づくり、学習指導の充実、児童会・生徒会活動の充実、家庭教育との連携など、各学校の創意工夫を生かし、児童生徒にとっての魅力ある学校づくりを推進する。

・不登校の未然防止につながる小・中連携の効果的な取組方法について調査研究する。

・児童生徒の実態を把握し効果的に事業を推進するため、児童生徒の意識調査を実施したり出席状況をパソコンに記録したりして、データを計画的・組織的に収集・分析し、活用

方法について調査研究する。

- ・不登校の未然防止につながる魅力ある学校づくりの取組の評価方法について調査研究する。
- ・魅力ある学校づくりの取組を県内の研究会等で発表し、その成果の周知を図る。また、調査研究の成果について啓発資料を作成し、配布したりインターネットへ掲載したりして広報する。

第5節 キャリア教育（進路指導）

1 平成23年度キャリア教育（進路指導）の重点

- (1)キャリア教育（進路指導）体制を確立し、その機能を十分発揮する。
- (2)キャリアカウンセリングを一層推進する。
- (3)キャリア教育（進路指導）のための条件整備を進める。
- (4)職場体験活動を核として、3年間を見通した事前指導・事後指導を充実する。
- (5)教師の力量を高める研修を充実する。

2 平成23年度の事業

中学校進路指導担当教員研修（県総合教育センター職務研修）

(1)ねらい

進路指導に関する諸問題について情報交換・研究協議を行い、中学校における進路指導の一層の充実を目指す。

(2)期日・会場・参加者

期 日	会 場	参 加 者
23.12.1～24.1.20	各学校(eラーニング)	全中学校進路指導主事等 236人
23.8.5	県総合教育センター	新任中学校進路指導主事 70人

3 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験

平成23年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験は、平成23年11月2日（水）全国一斉に実施された。試験科目は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の5教科で、平成23年度の受験状況は次のとおりであった。

（単位：人）

区分	受験者	合格者
全 国	90	70(14)
愛知県	7	6(1)

（ ）内は科目合格者数の外数

第6節 へき地・複式教育

1 へき地教育

県内の文化的、経済的、交通条件に恵まれない山間地、離島、その他の地域にある小・中学校について、教育の機会均等の精神に基づき、その内容の充実と振興を図る。

2 地域別・級地別学校数

名古屋市を除く県内の公立小・中学校総数に比して、へき地校の割合は、小学校約 6.9%、中学校約 4.3%で、北設楽郡、豊田市、新城市、岡崎市を中心として、山間や離島に散在している。

複式学級を有する学校も、これに伴って存在し、人口の過疎化が進みつつあり、増加の傾向にある。県内の実態は次のとおりである。

へき地級別・地区別小・中学校数一覧 (単位:校)(23.5.1現在)

級別	教事	海 部		知 多		西 三 河		東 三 河		新城設楽		設楽支所		合 計
	小中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	
指 定								2		1				3
準						5		2	1	3		3	2	16
1 級		1(1)		2	2	6	3			5	1	3	1	24(1)
2 級						3	1			1		2	2	9
3 級														0
4 級														0
計		1(1)		2	2	14	4	4	1	10	1	8	5	52(1)
合 計		1(1)		4		18		5		11		13		52(1)

()内は分校・内数

3 へき地・複式教育の推進

(1)へき地・複式教育研究協議会

期 日	会 場 (所管事務所)	研究主題
23.6.14	岡崎市立下山小学校 (西三河教育事務所)	確かな学力を身につけ、表現力豊かな下山っ子
23.10.26	東栄町立東栄小学校 (東三河教育事務所新城設楽支所設楽教育指導室)	学びを深め、ともに輝く子ども ～一人一人を生かすかわり合いを通して～

(2)へき地教育指導者研究協議会

期 日	会 場
24.1.13	西三河教育事務所

4 へき地・複式教育の振興

(1)へき地小規模校集合学習

へき地小規模校や極小規模人数の複式学級の教育効果を向上・充実させるため、地域ごとに、また、地域の枠を超えて集合学習を実施した。

実施市町村 岡崎市、豊田市、設楽町、豊根富山地区、新城市

(2)へき地発児童生徒ふるさと交流活動

ア 郷土の伝統芸能や文化を学んだり、地域の産業に関する職場見学や体験をしたりすることにより、ふるさとの伝統文化や産業により深い関心を抱かせ、ふるさとへの愛情と誇りをはぐくむ。

イ 「なま」の芸術・文化に触れたり、芸術・文化活動に触れたり参加したりすることによって、豊かな創造性や情操を培う。

ウ 都市の学校との交流活動・訪問活動や、都市での生活の体験活動を通して、都市生活にかかわる学習・体験の充実を図る。

実施市町村 岡崎市、一色町、豊田市(4地区)、設楽町、東栄町、豊根富山地区、新城市、南知多町